

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市(以下「市」という。)が、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業及び団体(以下「企業等」という。)を相模原市がん検診受診促進パートナー(以下「パートナー」という。)として登録し、がん検診の受診を促進することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 パートナーは、市内に本店、支店、営業所、事業所その他活動の本拠を有し、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む意欲を有する企業等を対象とする。

(登録要件)

第3条 市は、次の各号のいずれかの活動に積極的に取り組む企業等をパートナーとして登録するものとする。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮
- (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けることがないような配慮
- (4) がんの予防及びがん検診の重要性等についての正しい知識の普及
- (5) 市が実施するがん検診の普及啓発やがん対策の取組への協力
- (6) その他がん検診の受診促進に関する取組

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する企業等については、登録しないものとする。

- (1) 暴力団(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、健康増進法(平成14年法律第103号)その他の関係法令の規定に適合しない食品及び医薬品等を販売するもの
- (5) がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置されたもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの

- (7) 特定の政治活動や宗教活動を行うもの
 - (8) その他市長が不適当とみなしたもの
- (申込み)

第4条 パートナーとして登録を希望する企業等は、市長に対し、相模原市がん検診受診促進パートナー登録申込書(第1号様式)を提出するものとする。

(登録)

第5条 市長は、企業等から提出された申込書の審査を行い、登録要件を満たしている
と認めた場合には、パートナーとして登録するとともに、申込者に対し登録証(第2号
様式)を交付するものとする。

- 2 市長は、提出された申込書の審査に当たり必要があると認めた場合は、申込者に対
し聞き取り等を行うものとする。

(登録の有効期間)

第6条 パートナーの登録の有効期間は、登録の日から当該年度の末日までとし、登録
した企業等(以下「登録企業等」という。)から登録解除の申し出がない場合は、さら
に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(支援)

第7条 市長は、登録企業等に対しがん検診に関する情報を提供するとともに、登録企
業等の取組内容について市ホームページへ掲載すること等により市民に広報するもの
とする。

- 2 登録企業等は、パートナーであることを名乗ることができる。ただし、商品の販売、
サービスの提供その他個別の営業活動に当たり当該商品等にパートナーであることを
表示してはならない。

(登録の解除)

第8条 登録企業等は、登録を解除しようとするときは、登録を解除しようとする日の
7日前までに市長に対し登録解除届(第3号様式)を提出しなければならない。

- 2 市長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他何らの
手続を要することなく、登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取
り消された企業等は、登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 第3条第1項に定める登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第3条第2項に定める登録しない要件に該当することが判明したとき。
- (4) 次条に定める報告書の提出がなかったとき。
- (5) その他市長がパートナーとして不適当とみなしたとき。

- 3 前項の規定により登録を取り消した場合において、市長は、これにより生じた損害

の責めを負わない。

(報告)

第9条 登録企業等は、毎年度のがん検診受診促進の取組状況について、当該年度の翌年度の5月末までのがん検診受診促進取組報告書(第4号様式)により市長へ報告するものとする。

(タイアップ媒体の作成)

第10条 登録企業等が、第3条第1項に定める活動を行うに当たり市の名称を用いたチラシやパンフレット等を作成する場合には、相模原市がん検診受診促進パートナーに係るタイアップ啓発媒体作成に関する基準によることとし、市長に対し、がん検診受診促進パートナータイアップ媒体作成届出書(第5号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

相模原市がん検診受診促進パートナー登録申込書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

企業等名

代表者名

担当者名

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

参 加 単 位		参加組織の従業員数（概数） （非正規職員を含む）
☐ 企業・団体全体		名
☐ 支店・営業所・事業所		名
☐ その他（ ）		名
部 署 名		
電 話 番 号	（ ）	
F A X 番 号	（ ）	
E-Mail アドレス		
U R L	http://	
企業の業種または 団体の活動内容		
相模原市ホームページへの掲載 名称等※2	企業・団体名	ふりがな
	U R L	http://
	掲 載 希 望	希望する ・ 希望しない

※1 支店、営業所等の単位で申し込みする場合は、その名称までご記入ください。

※2 複数企業が所属する団体でも、市ホームページに掲載できるのは1企業（グループ）のみとなります。

（裏面に続きます）

- 1 がん検診受診率を高めるために取り組んでいる、あるいは取り組もうと思う活動をお知らせください。(□にチェックを入れてください。複数回答可)

項 目	既に取り組	取組予定
従業員に対するがん検診の受診勧奨		
社内での啓発ポスターの掲示や社内報などによる情報提供	☐	☐
がん検診受診に対する費用助成（負担）	☐	☐
就業時間での検診時間の確保	☐	☐
その他（ ）		
従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮		
特別休暇制度の設定	☐	☐
勤務時間への配慮	☐	☐
その他（ ）		
従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けることがないような配慮		
社内人権研修	☐	☐
その他（ ）		
がんの予防及びがん検診の重要性等についての正しい知識の普及		
PRイベント・講演会等の開催	☐	☐
パンフレットやリーフレットの作成・配布	☐	☐
ホームページを活用しての情報発信	☐	☐
その他（ ）		
市が実施するがん検診の普及啓発やがん対策の取組への協力（自由記載）		
その他、がん検診の受診促進に関する取組（自由記載）		

- 2 次の書類を添付してください。

企業の場合	団体の場合
会社の概要が分かるもの （会社案内及び定款の写しその他）	（１）会則 （２）組織概要 （３）その他、団体の活動内容が分かるもの

(第2号様式)

相模原市がん検診受診促進パートナー

登 録 証

名 称

所 在 地

相模原市がん検診受診促進パートナーとして 登録
します。

令和 年 月 日

相模原市長 ○○ ○○

(第 3 号様式)

相模原市がん検診受診促進パートナー登録解除届

令和 年 月 日

相模原市長 あて

企業等名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届出します。

登 録 解 除 日	年 月 日
解 除 す る 理 由	

(第4号様式)

がん検診受診促進取組報告書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

企業等名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり、がん検診受診促進の取組状況を報告します。

項 目	チェック
従業員に対するがん検診の受診勧奨	
社内での啓発ポスターの掲示や社内報などによる情報提供	☐
がん検診受診に対する費用助成（負担）	☐
就業時間での検診時間の確保	☐
その他（ ）	
従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮	
特別休暇制度の設定	☐
勤務時間への配慮	☐
その他（ ）	
従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けることがないような配慮	
社内人権研修	☐
その他（ ）	
がんの予防及びがん検診の重要性等についての正しい知識の普及	
PRイベント・講演会等の開催	☐
パンフレットやリーフレットの作成・配布	☐
ホームページを活用しての情報発信	☐
その他（ ）	
市が実施するがん検診の普及啓発やがん対策の取組への協力（自由記載）	
その他、がん検診の受診促進に関する取組（自由記載）	

市ホームページへ上記内容を掲載することの支障の有無 →

なし	・	あり
----	---	----

※「なし」の場合、掲載できる写真があれば、併せて提出してください。

（例：がん検診、ポスター掲示やリーフレット配架、保健指導の様子など）

(第5号様式)

がん検診受診促進パートナー タイアップ媒体作成届出書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

企業等名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

相模原市がん検診受診促進パートナーに関する取扱要綱第10条に基づき、次のタイアップ媒体について届け出ます。

作成目的	がんの普及啓発 ・ がん検診の普及啓発 ・ その他 ()
作成数	
活用対象	従業員 ・ 取引先企業 ・ 市民 ・ その他 ()
活用想定場面	職場内 ・ 顧客への情報提供 ・ その他 ()
活用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※裏面のチェックリスト全てにレ点が付いた場合のみ届出可能とします。

【チェックリスト】

☐ 事前に市と協議し、パートナー及び市の両者の合意の上で作成されたものである。
☐ 事前に、作成目的、作成数、活用対象、活用想定場面、活用期限を届け出ている。(※1)
☐ 市民の健康づくりに寄与することが期待できる。
☐ 「がん」の普及啓発に関する内容である。(※2)
☐ 営利のみを目的としない公益性のある内容である。(※3)
☐ 特定の政党その他の政治団体、宗教、教団等の利害に関しない内容である。
☐ 市の品位を傷つける、あるいは法令や公序良俗に反する表記はない。
☐ イラストやデザイン等は適切な方法によって使用されている。
☐ 使用期限を設定し、使用継続にあたっては表記内容を見直し更新している。

(※1) 別紙「がん検診受診促進パートナータイアップ媒体作成届出書」

(※2) 要綱第3条第1項第4号～第6号に該当する内容

(※3) チェックリストを満たせば、パートナーの事業や商品等のPRを行うことは可